平成２７年（フ）第１４号
福岡県田川郡川崎町大字田原1620番地、前住所福岡県田川市大字伊田4495番地
債務者　西部　真生
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１０１号
大分県別府市石垣東１丁目３番18号　ミルキーウェイセフィラⅠ―102号
債務者　佐々木一恵
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　市55―３―85
債務者　竹脇　　亮
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３９号
徳島県徳島市八万町下福万169番地の12　安永ビル303、旧住所徳島県徳島市八万町下福万169番地の12　安永ビル301
債務者　二反田　浩
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８号
佐賀市兵庫南３丁目８－１　独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属介護老人保健施設、住民票上の住所佐賀市巨勢町大字修理田30番地２
債務者　宮地　立己
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字中米田17番地の55
債務者　秦　　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９４号
愛知県瀬戸市上松山町１丁目17番地　シャトーＫ１―304
債務者　原島フミ子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４９号
熊本市西区八島２丁目９番１―502号　八島団地、旧住所熊本市西区蓮台寺１丁目13番11号　羽山ハイツＣ棟202
債務者　井上　華織（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
熊本市東区月出４丁目４番120―107号　ホワイトハウス、前住所滋賀県甲賀市水口町宮の前２番14号
債務者　新海　巧太
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７７号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番地の１　宮田荘５棟105号
債務者　大宮フクヱ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００７号
大阪市淀川区十三東３丁目23番11―702号
債務者　井坂　友則
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４５号
大阪市西区川口２丁目７番６―502号、前住所広島市南区比治山本町10番32―403号　県営２号
債務者　藤島　健志
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８５号
大阪府茨木市下穂積３丁目７番９号、前住所神戸市中央区栄町通５丁目２番16―302号
債務者　眞野　　良
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６２号
大阪市港区港晴３丁目４番19号　ハイツ港晴２　501号
債務者　南　　友一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１９号
横浜市西区浅間町４丁目338番地２　藤和シティコープ浅間町908号
債務者　久貝ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部